監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2025

HOPE
きぼう監査法人

Contents

【１．監査品質向上に向けた取組及び法人概要】

1.1　トップメッセージ　P. 2

1.2　経営理念　P. 3

1.3　当監査法人の概要　P. 4

【２．経営管理の状況等】

2.1　品質管理基盤の状況　P. 5

2.2　組織・ガバナンス基盤の状況　P. 8

2.3　人的基盤の状況　P.10

2.4　IT基盤の状況　P.12

2.5　財務基盤の状況　P.13

2.6　国際対応基盤の状況　P.14

【参考資料】

ガバナンス・コードへの対応状況　P.15

1.1 トップメッセージ

きぼう監査法人は、地域金融機関及び社会的課題の解決に取り組む企業や地域経済に貢献する成長企業を支えるために2022年8月に設立されました。

「きぼう」という法人名には、クライアント、地域、そして社会にとっての「希望の光」となることを目指すとの想いを込めています。当監査法人は社会的課題の解決に取り組む企業の成長による更なる地域貢献に繋げるため、IPO支援に注力しており、規模が小さい故にリレーションシップとスピード感を両立し、そうした企業にきめ細やかなサービス提供が出来る体制の整備に努めて参ります。

一方で、そうした社会的課題に取り組む企業の多くが、資金調達に関しては地域金融機関に依存しており、地域金融機関の存在は欠かせないものです。当監査法人は地域経済の発展の支え手である地域金融機関を支えることで、ともに社会インフラの一翼を担うことを目指し、信用金庫を中心とした地域金融機関の監査に注力している、全国でも珍しい特色を有しています。

当監査法人は、監査を通じてクライアントを支えるため、上場会社等監査人登録事務所として、品質管理への取組みを不断に継続することが必要と考えています。トップとしても、当監査法人内の構成員と適切なコミュニケーションをとり、風通しの良い風土の醸成に努めて参ります。

代表社員　石崎勝夫

1.2 経営理念

当監査法人は、法人所属者に共通する価値観として、「資本市場の健全な発展のために社会の希望の光となる」ことを経営理念として定めるとともに、その実現のために以下の存在意義及び行動指針を定めています。

存在意義	✪ 企業の成長を支える社会的インフラとしての機能を発揮します。 ✪ クライアントと良好なリレーションを築き、クライアントにとって必要不可欠な存在になります。 ✪ 監査を軸に関連する多種多様な業務の次世代の担い手を養成します。

[行動指針]

Professional 会計専門家としての使命	✪ 会計のプロフェッショナルとして自己研鑽を重ね、付加価値の高いサービスを提供するとともに社会の健全な発展に寄与します。 ✪ 質の高い監査を追求する姿勢及び取組を継続します。
Integrity 誠実性	✪ 公正不偏の態度を貫き、常に誠実に対応します。 ✪ 如何なる状況下においても誘惑や圧力に屈せず信念をもって対応します。
Flexibility 柔軟性	✪ 中小法人であることを活かし、スピーディかつクライアントの実情に応じた柔軟な対応を行います。 ✪ 環境変化がより速い現代において、時代の流れにあったサービスを提供します。
Partnership 信頼関係	✪ 経営者との信頼関係の構築を重視し、経営者のよき相談相手としての役割を担い、ビジネスのさらなる発展に寄与します。 ✪ 経営者目線で各種課題の解決策を提示します。
Diversity 多様性	✪ 多様なクライアントニーズに合った業務を遂行します。 ✪ 多様性を尊重することで他法人との差別化を図り、クライアントに対して魅力ある法人となることを目指します。

1.3 当監査法人の概要

（2025年6月30日現在）

法人名	きぼう監査法人	英文名	Kiboh Audit Corporation
設立	2022年8月22日	代表者	石崎　勝夫
所在地	名古屋事務所：〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅3-2-22エスカ名駅東ビル 広島オフィス：〒732-0828 広島県広島市南区京橋町1-7 アスティ広島京橋ビルディング		
構成員数	社員6名、公認会計士1名、その他専門職員（IT専門家）1名　合計8名		

[沿革]

2022年8月　当監査法人設立、名古屋事務所及び広島オフィスを設置

2024年1月　上場会社等監査人名簿への登録

【監査証明業務の状況】

種　別	被監査会社等の数			
	2024年６月期		2025年６月期	
	総　数	内大会社等	総　数	内大会社等
金商法・会社法監査	― 社	― 社	― 社	― 社
金商法監査	― 社	― 社	― 社	― 社
会社法監査	― 社	― 社	1 社	― 社
信用金庫・信用組合監査	3 社	― 社	4 社	― 社
投資事業有限責任組合監査	6 社	― 社	7 社	― 社
その他の任意監査	1 社	― 社	2 社	― 社
合　計	10 社	― 社	14 社	― 社

【非監査証明業務の状況】

種　別	区　分	
	2025年６月期	
	総　数	内大会社等
対象会社の数	5 社	1 社

2.1 品質管理基盤の状況（1/3）

当監査法人は、継続的に監査品質を高めるため、監査の品質管理責任者を選任する他、品質管理担当者を定め、複数の者による組織的な品質管理活動に取り組んでいます。また、当監査法人では「監査の品質管理規程」及び「審査規程」において監査業務を適切に実施するための職業的懐疑心の保持及び発揮、独立性の遵守の重要性や、監査業務の実施における業務執行社員による指示、監督及び査閲、適切な審査等の実施を担保するための具体的な手続について定めています。さらに、品質管理担当者は「監査の品質管理規程」をはじめとする品質管理を担保する各種規程及び関連するマニュアル等を制定・更新し、所属する専門要員に周知しています。

一方で、当監査法人は被監査会社との信頼関係に基づく積極的なコミュニケーションを重視しており、マネジメントや監査役等と監査上のリスク等について、深度ある意見交換を行う他、社員は監査現場で経理担当者だけでなく、関係各部の担当者と幅広く意見交換を実施しています。

[職業倫理の遵守・独立性の保持]

当監査法人では、公認会計士法及びその関係法令、並びに日本公認会計士協会が定める倫理規則の遵守を義務付けています。また、独立性遵守の確認のため、毎年、監査契約締結前に全専門要員に対して、日本公認会計士協会所定の「監査人独立性チェックリスト」の確認を義務付け、抵触がない旨の報告を受領しています。さらに、「インサイダー取引防止規程」に基づき、同規程を遵守する旨の誓約書を求め、啓発を行っています。

【独立性遵守等の確認回答率と違反件数】

独立性確認手続の回答率

100 %

インサイダー取引防止遵守誓約書の提出率

100 %

認識された違反

0 件

2.1 品質管理基盤の状況（2/3）

[新規契約の締結・更新、非監査業務に対する考え方]

当監査法人では、新規の相手先との契約の締結及び既存の監査先との契約の更新を行う場合には、各種情報を収集し、監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価し、受嘱不能なリスクを識別した場合又は反社会的勢力との関係が認められる場合には、契約の締結は行いません。また、監査契約の受嘱に当たっては、人的資源の確保ができるかを確認した上で社員会の承認を得ることとしています。

また、当監査法人は、非監査業務については監査業務の品質を損なわない範囲で受嘱する方針であり、独立性の観点から原則として被監査会社からの非監査業務を受嘱しない方針です。

[業務執行社員のローテーション]

当監査法人では、監査の対象先の業界やビジネスモデル等に関する知見・経験を考慮し、深度のある企業環境の理解とリスクの識別を行った上で、業務執行社員を選任しています。業務執行社員のローテーションについては、「業務執行社員等のローテーション取扱規程」に基づき、独立性と職業倫理に関する法令等を遵守する観点から、原則として、７会計期間を超えて当該監査業務に関与してはならず、７会計期間が経過した後、その役割に応じて、必要なクーリングオフ期間を設けなければならない旨を定めています。なお、審査担当社員も同様のルールを適用しています。

[審査体制]

当監査法人では、各監査先のビジネスモデルや規模等、必要となる専門的知識の諸要素を考慮し、品質管理責任者が各監査チームに対して最適な者を審査担当社員として指名した上で社員会の承認を得ることとしています。審査担当社員は監査チームが策定・実施した監査計画、監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に審査しています。

2.1 品質管理基盤の状況（3/3）

[監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス]

品質管理のシステムに関する方針及び手続として、当監査法人の日常的な監視及び定期的な検証方法を含めた評価のプロセスを制定し、運用しています。

日常的な監視においては、新たな法令及び基準等の認識並びに各規程等への反映、職業的専門家としての能力開発状況、構成員の独立性の遵守状況の確認、契約の新規締結及び更新状況、要改善事項（外部レビューによる要改善事項を含む。）がある場合の認識及びフォローアップ状況等について社員会で共有することにより、モニタリングしています。

定期的な検証においては、監査契約の新規締結及び更新に関する検討状況、不正リスクに対応する監査手続の実施状況等を考慮した検証計画を策定し、循環的に実施します。

定期的検証に関する数値

項目	2024年6月期	2025年6月期
対象監査業務数	3 業務	2 業務
重要な不備事項	0 件	0 件
監査責任者社員カバー率	100 %	60 %

[監査ホットライン]

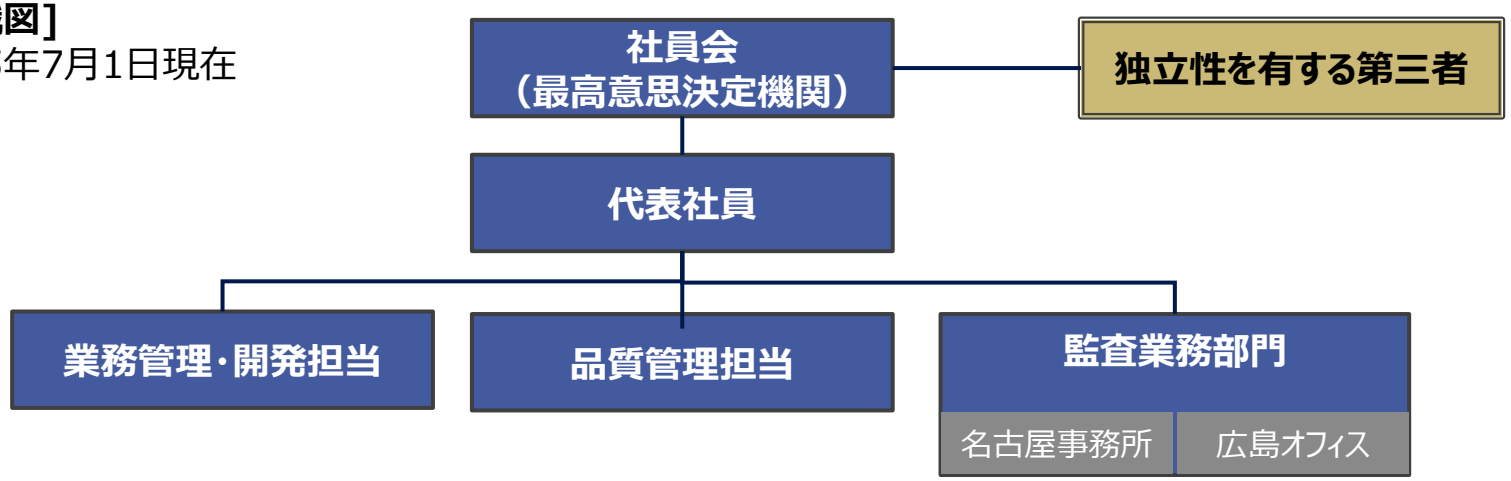
当監査法人は監査業務等の品質向上に利用するため、監査業務等に関する情報を受け付ける窓口として、当監査法人のホームページ上に「監査ホットライン」を開設し、外部又は内部からの通報を受けた場合、通報担当責任者が事案について調査の要否、調査方法等を検討します。通報の内容が、当監査法人の監査業務等に係る不正・粉飾及び法令違反等またはそれらのおそれがある行為であった場合は、事案により、社員会に報告し協議します。

2.2 組織・ガバナンス基盤の状況（1/2）

当監査法人は最高の意思決定機関として社員会を設置し、社員会を毎月開催する他、情報共有の機会として社員連絡会を毎月開催することにより、社員間のコミュニケーションを密に取っています。社員会は法令定款等に定められている事項、規程等の改廃や組織運営等の重要な業務事項及び品質管理に関連する重要な事項を決定します。

代表社員は、法人業務執行の最高責任者として法人を代表し、法人業務を統括するとともに、監査業務の品質に関する最終責任及び品質に関する説明責任を負います。また、品質管理システムの整備・運用及びモニタリング並びに改善プロセスの運用責任者は、品質管理担当社員としています。

[組織図]
2025年7月1日現在



[監督・評価機関の設置に関する方針]

当監査法人は現時点では小規模のため、経営機関及び監督・評価機関を設置しておりません。しかし、今後の規模拡大を見据え、組織的な運営の確保と公益的役割の遂行の観点から、認識する課題へ対応するとともに、独立性を有する第三者の知見を活用するため、次頁（「監督・評価機関の取組スケジュール」）に記載の時間軸で監督・評価機関の設置・整備に取り組んでおります。

2.2 組織・ガバナンス基盤の状況（2/2）

当監査法人は以下の対応スケジュールに基づき、今後の組織規模の拡大に備えて、経営機能や組織的運営の実効性の向上を図るため、「独立性を有する第三者」を選定しております。現在は会議体等への参加を通して、適時に当監査法人に関する情報共有を行うとともに、適宜有用な意見を頂き、法人運営に活かす活動を進めています。

【監督・評価機関の取組みスケジュール】

項　目		2025年6月期	2026年6月期	2027年6月期	2028年6月期	2029年6月期
監督・評価機関の取組み	①独立性を有する第三者の選定	➡				
	②独立性を有する第三者（単独）による経営機能や監督・評価の助言による運用		➡	➡	➡	
	③複数の独立性を有する第三者の選定				➡	➡
	④監督・評価機関の設置					➡

[独立性を有する第三者の主な職歴]

大手証券会社の事業法人部門にて投資銀行業務に従事し、以下の経験を有しています。

- 上場企業のファイナンスやM&Aに数多く関与
- 未上場企業のIPOを数多く成功へと導く

[独立性を有する第三者に期待する役割]

- 証券・金融市場に関する深い知見及び経験に基づいた、地域金融機関を支える当監査法人への客観的な助言
- 資本市場と経営に関する深い知見及び経験に基づいた、上場企業やIPO企業を支える当監査法人への助言
- 当監査法人の経営課題解決や経営機能の実効性に資する助言

[独立性に関する考え方]

当監査法人において「独立性」とは、以下の事項としており、独立性の状況を毎年確認することとしています。

- 当監査法人を主要な取引先とする者又はその業務執行取締役若しくは使用人ではないこと
- 当監査法人の被監査会社の業務執行取締役若しくは使用人ではないこと
- 当監査法人から、経営監督・評価業務に係る顧問報酬以外に多額の報酬を得ている専門家等ではないこと
- 過去1 年以内に上記のいずれにも該当していた者ではないこと

2.3 人的基盤の状況（1/2）

当監査法人は、地域金融機関やIPO企業等の社会的課題の解決や地域経済に貢献する企業の支援を見据えて、永続的に高い監査品質を確保するためには、人材の確保・維持が重要であると考え、体制整備を行ってまいりました。高い倫理観を有し、当監査法人の理念に共感する人材を「登用・採用」し、所属する専門要員の職業的専門家としての能力を「育成」し、今後の成長の土台とするべく環境づくりを行っています。

なお、当監査法人は現有及び潜在的に確保している人的資源に合わせて、監査の受嘱の可否を判断しており、現時点では監査業務を行うための十分なリソースが確保できている状況です。

[人材の登用・採用方針として重要視する項目]

（1）高い倫理観を有すること

当監査法人は、会計のプロフェッショナルとして高品質の監査サービスを提供する責任を果たすための基礎である倫理観（誠実性、客観性、守秘義務、職業的専門家としての能力及び正当な注意、行動）を有する方を求めています。

（2）当監査法人の経営理念等への共感と業務経験

当監査法人は地域金融機関と社会的課題の解決や地域貢献する企業を支援することを標榜しており、こうした理念へ共感を持つ方や当監査法人の特色でもある金融機関監査の実務経験のある方を求めています。なお、当監査法人にはIT専門家が在籍しています。

（3）共に成長するための協調性と協力性

当監査法人は組織の風通しのよさや品質を重要視する組織風土の醸成を維持・向上させるためにも、時には組織を優先できる協調性と時に必要な知見を有する方の積極的な協力姿勢が大切だと考えています。

（4）原則として常勤者採用

当監査法人は永続的に高い監査品質を確保するためには、可能な限り常勤職員の採用を優先することが必要であると考えています。一方で、当面は一定の職務経験を有する方については、柔軟な勤務形態での当監査法人への協力を得ることも必要であると考えています。

[社員の選任に当たって重要視する項目]

当監査法人は、社員会の構成員である社員の選任に当たっては、社員候補者が監査実務等に係る高度な能力だけでなく、コミュニケーション能力、リーダーシップ能力など当監査法人に貢献できる人材であることを重要視しています。

2.3 人的基盤の状況（2/2）

[職業的専門家としての能力育成を目的とした研修制度]

当監査法人では、専門要員の適性、知識及び能力を維持し向上させることを目的とした「研修管理マニュアル」を定めており、日本公認会計士協会のオンライン研修項目の中から、監査品質管理及び職業倫理に係る研修テーマを中心に、毎年、必須又は推奨の研修項目を選定し、公認会計士全員に受講をするよう指示しています。

また、それに加え、ディスカッションを含む全体研修会を毎年2回実施しています。

なお、日本公認会計士協会所定の「継続的専門能力開発制度（CPD）」の履修状況については、研修担当社員が随時モニタリングしています。

【専門要員の資格・就業形態別の在籍者数】

区分	人員数	うち金融機関監査経験者*
パートナー	6 名	6 名
公認会計士(常勤)	- 名	- 名
公認会計士(非常勤)	1 名	1 名
IT専門家	1 名	1 名
合 計	8 名	8 名

【専門要員の職階別の在籍者数】

区分	人員数
パートナー	6 名
シニアマネージャー	1 名
シニア	- 名
スタッフその他	1 名
合 計	8 名

(注)*「金融機関監査経験者」とは、過去3年以上、金融機関の監査実務経験を有する者の数です。

【専門要員（公認会計士）のCPD履修状況】

【専門要員（公認会計士）の1年当たり履修単位数の平均】

47 単位

【CPD取得義務達成率】

100 %

[兼業・副業への対応]

当監査法人の一部の専門要員の兼業に関しては当監査法人業務への知見の活用や人材育成・人材確保を勘案して認めていますが、独立性のチェックリスト等を通して利益相反や独立性に問題がないことを随時確認しています。

2.4 IT基盤の状況

[ITデジタル化に対する基本的な方針と現状]

当監査法人は「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」及び「インシデントレベルに応じた対応規則」等を定めており、情報セキュリティに関する基本的な考え方やインシデント発生時の対応等について全ての専門要員に周知しています。また、当監査法人では、情報システム担当社員が情報セキュリティに関する責任を有しており、情報セキュリティに関する教育やインシデント発生時の対応については情報システム担当社員が率先して対応に当たります。

当監査法人は、現状では被監査会社数が限定的であることから、電子監査調書システムを採用しておりませんが、監査調書を電子的に作成し、読み取り専用のDVDに焼き付け、整理後調書保管庫に保管しています。また、電子確認状システムも導入しています。

[今後の具体的な整備・導入計画]

今後、被監査先の増加が見込まれ、より効果的・効率的な監査調書管理が必要となることを勘案し、電子監査調書システムの導入を決定しています。

【電子監査調書システムの導入スケジュール】

項　目		2025年6月期	2026年6月期	2027年6月期
電子監査調書システム	情報収集	→		
	システム選定	→	→	
	システムの検証・評価テスト		→	
	選定チームでのパイロットテスト		→	
	全チームへの適用			→

2.5 財務基盤の状況

[財務状況を示す情報]

当監査法人は2022年8月に設立された法人であり、設立後の業務報酬は右表の通り安定的に拡大しています。

今後も人的資源とのバランスを取りながら、監査報酬を増大させ、人的資源や管理システムへの投資を行える様に安定した財務基盤を構築する方針です。

【最近２期間の業務収入額】　（単位：千円）

区　分	2024年6月期	2025年6月期
監査報酬	39,023	57,118
非監査報酬	8,068	37,675
合　計	47,091	94,793

[当監査法人における報酬依存度について]

監査報酬のうち、監査法人の収入全体に占める特定のクライアントからの報酬割合が高く、報酬依存度が高い場合には 、監査法人が自己の利益を保全しようとする動機となったり、クライアントから不当なプレッシャーを受ける可能性といった阻害要因が生じるリスクがあります。

このため、当監査法人においては特定のクライアントに対する報酬依存度を原則として、以下のパーセント以内とする方針としていますが、仮に特定のクライアントに対する報酬依存度が超過した場合は、阻害要因を軽減するためのセーフガードとなり得る対応策を適用します。

- 監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体：15%
- 監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体ではない場合：30%

なお、当監査法人における特定のクライアントへの監査報酬依存度の最大値は右表の通りとなっており、監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体である先はありません。

但し、2026年6月期においては、社会的影響度の高い事業体である上場会社の監査を行っています。

【当法人における監査報酬依存度の最大値】

2024年6月期	2025年6月期
11.9 %	9.3 %

2.6 国際対応基盤の状況

[グローバルのネットワークへの加盟状況]

当監査法人は、現時点においてグローバルネットワークに加盟しておりません。
今後、被監査会社の状況等によっては、必要に応じてグローバルネットワークへの加盟も検討いたします。

[海外子会社等への監査]

現状、海外に主要な子会社を有する被監査先はなく、当面は海外に主要な子会社を有する法人の監査は原則として受嘱しない方針ですが、今後、海外子会社等への監査が必要となる場合には、以下の対応を行うこととしています。

- 海外展開するクライアントの海外子会社等の監査に際しては、国際監査基準（ISA） も考慮しながら、監査リスク等を考慮し、海外子会社等に自ら往査するとともに、リモートにて監査証拠を入手することにより十分かつ適切な監査証拠を入手します。
- 海外会計事務所の品質管理体制を評価した上で、それぞれの国・地域で効果的かつ効率的と判断した会計事務所に監査業務を依頼します。

ガバナンス・コードへの対応状況（1/9）

参考資料

原則1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指　針		対応状況等	該当頁
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当監査法人の経営理念である「資本市場の健全な発展のために社会の希望の光となる」ことを実践するために、監査業務の品質確保が法人の至上命題であるという共通認識にたち、法人の全構成員に周知徹底するとともに、「監査の品質管理規程」をはじめとする品質管理にかかる諸規程を整備し、組織的な品質管理体制を構築しております。 また、代表者は、定期的な全体研修時の他、必要に応じて、全構成員に監査の品質管理を最優先とするメッセージを発信・配信しております。	P2, P3
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	法人の使命、存在意義を定めたうえで、行動指針を定めることで、法人の全構成員が同じ価値観を共有し、行動できるようにしております。	P3, P5
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	当監査法人は、人事評価を年1回実施し、各構成員が実施した監査業務の品質（職業的懐疑心の発揮を含む）や職業倫理（独立性を含む）の遵守状況を重視し、その結果を本人にフィードバックし、構成員が納得できるようなコミュニケーションを行うことで法人の全構成員のモチベーション向上を図っております。	P10, P11
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	法人内部で研修会を行い、最新の会計監査の情報の共有及び構成員それぞれの知見を共有するとともに、全構成員で活発な議論を行っております。 また、監査チーム内外のコミュニケーションを活発に行い、開放的な組織文化・風土を構築しております。	P11

ガバナンス・コードへの対応状況（2/9）

参考資料

原則1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指　針		対応状況等	該当頁
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	当監査法人の業務内容は監査業務を中心としており、非監査業務については、監査業務の品質を損なわない範囲で受嘱する方針であり、独立性の観点から原則として被監査会社からは非監査業務を受嘱しない方針です。 監査法人の一部の構成員の兼業に関しては認めておりますが、独立性のチェックリスト等を通して利益相反や独立性に問題がないことを随時確認しております。	P6, P11
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	当監査法人はグローバルネットワークには加盟しておりません。今後、被監査会社の状況等によっては、必要に応じてグローバルのネットワークへの加盟も検討いたします。 なお、現状、海外に主要な子会社を有する被監査会社はなく、今後も当面は海外に主要な子会社を有する先の監査は原則として受嘱しない方針ですが、今後、海外子会社等への監査が必要となる場合には、海外展開するクライアントの海外子会社等の監査に際しては、国際監査基準（ISA）も考慮しながら、監査リスク等を考慮し、海外子会社等に自ら往査するとともに、リモートにて監査証拠を入手することにより十分かつ適切な監査証拠を入手します。	P14

ガバナンス・コードへの対応状況（3/9）

参考資料

原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織 的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

指　針		対応状況等	該当頁
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当監査法人は実効的な経営機関として、全ての社員によって構成される社員会を設置しております。社員会を毎月開催する他、隔週で社員連絡会を開催することにより、社員間のコミュニケーションを密に取り、組織運営、監査品質、その他の案件について活発に議論し、経営に係る意思決定を行っております。	P8
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	当監査法人では、資本市場から求められる監査品質の維持向上のため、各社員に割り振られた担当業務の執行状況を社員会及び社員連絡会において報告を行い、協議検討を行い承認しております。 監査業務においては、経営者や関係各部とのフォーマル、インフォーマルコミュニケーションを通じて被監査会社との間で率直かつ深度ある意見交換を行い、監査チーム内で情報を共有、議論することで監査上のリスクに対応しております。 当法人では、大部分の監査調書は電子的に作成し、クラウド上で共有されていることから適時適切なレビューを行える環境を整備しております。また、情報セキュリティについても、テクノロジーの活用を積極的に取り組んでおります。	P8、P12
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	当監査法人は、社員会の構成員である社員の選任に当たっては、社員候補者が監査実務等に係る高度な能力だけでなく、コミュニケーション能力、リーダーシップ能力など当法人に貢献できる人材であるかについて、社員会において検討し、選任しております。	P8, P10

ガバナンス・コードへの対応状況（4/9）

参考資料

原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべ きである。

指　針		対応状況等	該当頁
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	現状、当監査法人は小規模な組織であり、経営判断に必要な情報が適時に全社員に共有されており、社員会において、経営上の重要事項について、審議及び報告を行い、相互牽制を図り経営の実効性を確保できると考えていることから、独立した監督・評議機関は設けておりません。 但し、今後の組織規模の拡大に備えて、経営機能や組織的運営の実効性の向上を図るため、独立性を有する第三者である外部の有識者として、資本市場の高度な経験、知識及び知見を有する者を選定し、当該外部の有識者の公正かつ客観的な視点を取り入れ、経営機能の実効性に資する助言を得ております。	P8, P9
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。		
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与		
3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	当監査法人は、独立性を有する第三者に社員会及び社員連絡会に参加頂き、適時に適切な情報を共有するとともに、当法人が求める役割を果たし、将来的に社員会の取り組みを監督・評価する役割を担って頂くことを計画しております。	P9

ガバナンス・コードへの対応状況（5/9）

参考資料

原則4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うため の業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意 見交換や議論を積極的に行うべきである。

指　針		対応状況等	該当頁
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当監査法人では、社員は監査現場に常時往査し、必要な情報等を適時に入手するとともに、検討課題や被監査会社の状況に関して討議しており、必要に応じて社員会に報告・検討を行うことにより共有を図ることで、監査現場までへの浸透できる体制となっております。 また、法人内部での定期的な研修において、会計監査の品質に関する議論の場を設けております。	P8, P11
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	当監査法人は、永続的に高い監査品質を確保するためには、人財の確保・維持が重要であると考えて、高い倫理観を有し、当法人の理念に共感する人材を「登用・採用」し、所属する専門要員について職業的専門家としての能力を「育成」し、今後の成長の土台ともすべく環境づくりを行っております。 当法人では集合研修の実施をはじめ、eラーニングにおいて監査の品質管理、職業倫理、会計など法人の監査業務の観点から必要な研修を必須研修として指定し、受講し、構成員の職業的専門家としての能力を保持・発揮させるべくカリキュラムを組んでいます。	P10, P11

ガバナンス・コードへの対応状況（6/9）

参考資料

原則4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うため の業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意 見交換や議論を積極的に行うべきである。

指　針		対応状況等	該当頁
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	当監査法人の社員の多くが公認会計士となる以前に様々な業界や業務の経験を有しており、バランスの取れた構成員の配置が可能です。また当監査法人は専門職員に会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられるように、監査業務に影響を与えない範囲で、非監査業務に従事させております。 監査業務に構成員を配置する場合、業務内容の複雑さやリスクの他、クライアントが属する産業に関する知識や経験、コミュニケーション能力や職業的専門家として判断力を勘案して、監査チームを編成しております。 当監査法人では受講すべき研修を予め指定し、研修担当社員がその履行状況をモニタリングすることで、専門要員が十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備しております。	P10, P11
4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	当監査法人は、被監査会社の経営者や監査役等と監査上のリスク等について、深度ある意見交換を行っております。また、社員は監査現場で経理担当者だけでなく、関係各部の担当者と幅広く意見交換を実施しております。	P5
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	当監査法人は「通報規程」を設けて、当法人の内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続きを定めており、通報者が、不利益を被ることのないよう留意し、ホットラインは内部窓口だけでなく、弁護士による外部窓口を設けております。	P7

ガバナンス・コードへの対応状況（7/9）

参考資料

原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適 切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運 営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指　針		対応状況等	該当頁
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	本原則への取組み、対応状況について、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を当法人のウェブサイトで公表しております。また、当該年次報告書及び業務及び財産の状況に関する説明書類等について、日本公認会計士協会のホームページにて公表しております。	-
5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	当監査法人では、指針1-1の対応状況に記載の通り、代表社員自らがメッセージを発信・配信し、品質管理への持続的向上に向けた法人の経営理念や行動指針を含むトップの姿勢を示しております。 本原則への取組み、対応状況について、当監査法人のウェブサイトで公表し、より具体的な内容について定期的に被監査会社の監査役等に説明しています。	P2
	・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：AuditQualityIndicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・監査法人における品質管理システムの状況 ・経営機関等の構成や役割 ・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	当監査法人では「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」においてAQIや品質管理システムの状況、経営機関等の構成や役割、独立性を有する第三者の選任理由、役割及び独立性に関する考え方等を開示しております。	P5, P7, P11
	・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	指針1-5の対応状況をご参照ください。	P16
	・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）	指針2-2の対応状況をご参照ください。	P17

ガバナンス・コードへの対応状況（8/9）

参考資料

原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適 切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指　針		対応状況等	該当頁
5-2	・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	指針4-3の対応状況をご参照ください。	P19
	・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	当監査法人では「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」において財務基盤を開示しております。報酬依存度についても倫理規則の定めに抵触する場合には、適切な対応を取る他、早期に解消できるよう対処する方針であります。	P13
	・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	指針1-6の対応状況をご参照ください。	P16
	・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	指針3-1の対応状況をご参照ください。	P18
5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	指針1-6の対応状況をご参照ください。	P18

ガバナンス・コードへの対応状況（9/9）

参考資料

原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適 切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指　針		対応状況等	該当頁
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	被監査会社に対しては、監査計画の説明や監査結果の報告に際して、当監査法人の品質管理体制を説明し、積極的な意見交換に努めており、そこで得られた意見を集約して、監査業務における監査品質の更なる向上に利用しております。また、株主、その他の資本市場の参加者等に対しては、指針5-1の対応状況に記載のとおり、各種情報をウェブサイトで公表しております。 さらに、日本公認会計士協会のホームページにて、「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」において、トップメッセージ動画を掲載することで、当監査法人の経営理念やその特質を踏まえた品質管理方針等を外部に発信し、資本市場関係者との意見交換との基礎となる情報提供を行っております。 なお、当該サイトは以下アドレスよりご覧いただけます。 上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト | 日本公認会計士協会 （https://jicpa.or.jp/business/smp_topmassege/）	P5, P21
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	当監査法人は、品質管理のシステムに関する方針及び手続が適切かつ充分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めております。品質管理のシステムの監視には日常的な監視及び監査業務の定期的な検証が含まれており、その結果を品質管理担当責任者が社員会に報告し、社員会においてその評価を行っております。	P7
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	当監査法人は、品質管理に関する年次報告書や監査法人のガバナンス・コードの対応状況をウェブサイトで公表することにより、寄せられた情報を組織的な運営の改善に向け活用いたします。	-

HOPE

きぼう監査法人

